

「県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告書」の概要

この資料は、関係者の個人情報保護に配慮しながら「県立八戸北高等学校の重大事態に関する調査報告書」をもとに、次の項目を中心にまとめたものである。

- 1 はじめに
- 2 調査の概要
- 3 県教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について
- 4 おわりに

平成26年12月23日
青森県いじめ防止対策審議会

1 はじめに

平成26年6月、青森県及び青森県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、「青森県いじめ防止基本方針」を策定した。

また、平成26年6月定例県議会での議決を経て、県の基本方針に基づき「青森県いじめ防止対策審議会条例」を7月7日に公布・施行し、県全体としていじめ問題に取り組んでいこうとした矢先の7月8日、県立八戸北高等学校2年生の女子生徒（以下「本生徒」という。）が遺体で発見されるという痛ましい事案が発生した。

この事案について、青森県教育委員会はいじめにより生徒の生命に重大な被害が生じた可能性も考え、重大事態として取り扱うこととし、事実関係を明確にするための調査組織として、平成26年7月30日、「青森県いじめ防止対策審議会」を設置し、委員として我々6名（第3回審議会からは臨時委員を加え7名）を委嘱、任命した。

同日の第1回青森県いじめ防止対策審議会において、青森県教育委員会教育長から、県立八戸北高等学校で発生した重大事態の事実関係を明確にするための調査に関する以下の事項について諮問された。

- 1 いじめの有無に関する事実関係について
- 2 死に至った過程や背景について
- 3 再発防止策について

この諮問を受け、本審議会は関係資料を収集するとともに、当該生徒と関わりのあった教職員との面談を8回、当該生徒と関わりのあった生徒との面談を5回、当該生徒の保護者との面談を4回、医療機関関係者との面談を1回、医療機関関係者への電話による聞き取りを1回実施して、事実関係の確認のための情報を収集し、それらをもとに10回の審議会を開催して延べ約130時間にわたる調査審議を重ねた。

この調査報告書は、本審議会によるこれまでの調査審議内容をまとめたものである。

本県の未来を切り拓くであろう前途ある若者の死は、どのような事情があったにせよ、痛恨の極みであり、亡くなられた生徒の御冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様に対し、お悔やみを申し上げる次第である。

2 調査の概要

本審議会は、関係者と直接の人間関係及び特別の利害関係を有しない者（第三者）という立場で中立性、公平性の確保しつつ、専門的見地から以下のとおり調査を実施した。

(1) 調査期間

平成26年7月30日（水）～平成26年12月23日（火）

(2) 調査方法・内容

ア 学校、関係機関及び関係者から提供された資料の収集、分析

(ア) 学校が提供した資料の分析

(イ) 関係機関が提供した資料の分析

(ウ) 本生徒の保護者が提供した資料の分析

(エ) 審議会として整理した資料の分析

NO	資料分類名	提供元
1	本事案発生に関する報告資料	学校
2	学校いじめ基本方針（当該校）	学校
3	平成25、26年度学校要覧	学校
4	本生徒の個人カード、保健室利用状況	学校
5	スクールカウンセラーの面談記録	学校
6	高校における学習状況等資料	学校
7	高校教職員アンケート調査	学校
8	1、2学年時のホームルーム担任対応の記録	学校
9	養護教諭作成の記録資料	学校
10	平成26年度進路希望調査	学校
11	定期考査学習計画表	学校
12	思春期と健康に関する課題のレポート	学校
13	平成26年度体育個人記録カード	学校
14	平成25、26年度ホームルーム日誌（本生徒記載部分）	学校
15	平成26年度文化祭での当該生徒の役割	学校
16	全校生徒に関する質問紙による調査報告	学校
17	2学年全生徒への聴き取り調査報告	学校
18	調査分析に関するまとめ	学校
19	本生徒に関する教科「情報」のプレゼンテーション評価資料	学校
20	本生徒保護者と養護教諭の面談記録の概要	学校
21	携帯端末に関する企業等からの料金明細内訳書	本生徒保護者
22	医療等に関する資料	本生徒保護者
23	医療機関受診時の本生徒作成メモ	本生徒保護者
24	本生徒自筆の日記風メモ	本生徒保護者
25	本生徒自筆メモ（便せん）	本生徒保護者
26	本生徒保護者の意見要望書等	本生徒保護者
27	学校が実施した質問紙、聞き取り調査の集計	審議会
28	当該事案に関する時系列のまとめ	審議会
29	審議会が確認を依頼した事項に関する資料	審議会
30	報告書骨子案に基づく事実関係の整理及び関係資料等一覧	審議会
31	携帯端末に関する企業等への資料請求結果	審議会
32	ブログ、LINE※に関する資料	審議会

※LINE

携帯端末の無料通信アプリケーションのこと。

イ 聞き取り調査と分析

(ア) 審議会委員の面談及び電話による聞き取り調査の実施とその分析

(イ) 審議会の指示を受け、事務局が実施した聞き取り調査とその分析

NO	期日(平成26年)	調査分類名
1	7月31日(木)	本生徒保護者訪問・面談1
2	8月2日(土)	本生徒保護者訪問・面談2
3	8月7日(木)	中学校当時の関係教員聞き取り調査1
4	8月7日(木)	中学校当時の関係教員聞き取り調査2
5	8月8日(金)	高校訪問・面談1
6	8月11日(月)	高校関係教員の聞き取り調査1
7	8月20日(水)	高校訪問・面談2
8	8月26日(火)	本生徒保護者の聞き取り調査1
9	8月29日(金)	中学校当時の関係生徒聞き取り調査1
10	8月31日(日)	高校関係生徒の聞き取り調査
11	9月2日(火)	中学校当時の関係生徒聞き取り調査2
12	9月2日(火)	中学校当時の関係生徒聞き取り調査3
13	9月5日(金)	中学校当時の関係生徒聞き取り調査4
14	9月28日(日)	医療関係者への聞き取り調査1
15	9月30日(火)	高校関係教員の聞き取り調査2
16	9月30日(火)	高校関係教員の聞き取り調査3
17	10月9日(木)	医療関係者への聞き取り調査2
18	10月21日(火)	高校関係教員の聞き取り調査4
19	10月26日(日)	本生徒保護者の聞き取り調査2

ウ インターネット上の情報の収集、分析※

(ア) 個人が携帯端末に保有している情報又はネットに公開されている情報の収集とその分析

(イ) 企業等が保有している情報の収集とその分析

※ インターネットや携帯端末に関する情報の入手について、本審議会は関係生徒及び保護者の同意を得て、公開されている情報や各個人の端末に保有している情報の収集を行った。

また、調査時点で公開されていない過去の情報についても、関係生徒及び保護者の同意を得て、株式会社NTTドコモに対して1回、LINE株式会社に対しては2回、弁護士法第23条第2第2項に基づき、弁護士及び弁護士会を通して照会を行った。

NO	調査対象	情報の収集結果(照会先の回答等)
1	本生徒が発信し、ネット上に残っていた情報	本生徒自身のブログ及び他者のブログへのコメントを収集し、分析した。
2	関係生徒が保有している情報	関係生徒が携帯端末に保有しているLINEのやり取りの情報を収集し、分析した。
3	株式会社NTTドコモが保有している情報	本生徒の通信履歴等について情報提供を求めた結果、照会先からは、電気通信事業者として、電気通信事業法に基づき、通信の秘密に属する事項と思料し情報を提供できないとの回答があった。(照会期間：平成26年7月1日～平成26年7月4日)
4	LINE株式会社が保有している情報	本生徒の通信履歴等について情報提供を求めた結果、 ①メッセージ送受信履歴及び送信記録は、既にサーバーから削除されており、情報を提供できないとの回答があった。 ②送受信記録(メッセージを除いた情報)は、一部保存されており、8月3日～8月31日における一部生徒間の1対1の送受信回数等に関する情報の提供があった。 (照会期間：平成25年5月1日～平成25年7月31日、平成26年4月1日～平成26年8月31日)

3 県教育委員会教育長から審議会へ諮問された3つの事項について

(1) 諮問事項1 「いじめの有無に関する事実関係について」

ア 本生徒は、高校1年生の5月から6月にかけて、入学当初に同級生で結成したLINEグループを自ら退会した。退会後における当該グループ内でのLINE上又は本生徒不在時での悪口などの一部の生徒の言動、及びいじめと判断される可能性のある出来事を21項目挙げ、それぞれについて検討し、いじめの有無を判断した。

その際、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする法第2条に定めるいじめの定義、及び文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「基本方針」に示されているいじめの態様を基準とした。

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

青森県いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

2 いじめの定義

(6) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

イ 検討の結果、21項目の行為のうち、本生徒に対する無視や悪口など7項目をいじめと判断した。

そして、4項目をいじめとは判断しなかった。また、残りの10項目についてはいじめの事実を確認できなかったため、いじめと判断できないとした。

○いじめと判断した7項目

- ① 一部の生徒は、本生徒が何か聞いても知らないと答えたり、無視していた。
- ② 一部の生徒は、本生徒と互いに無視したり、挨拶しなくなったりした。
- ③ 一部の生徒は、本生徒のLINEの文字について、本生徒がいないところ

で指摘していたり、LINE上で本生徒の悪口を言っていた。

- ④ 一部の生徒間で、本生徒がLINEグループを退会したことに対し、本生徒が抜けて良かったという趣旨のやり取りがあった。
- ⑤ 行為の主体及び内容は確認できなかったが、小さい嫌がらせが続いていたと自筆のメモに残しており、医師にもそのことを話している。
- ⑥ 一部の生徒は、本生徒の髪型についてからかっていた。
- ⑦ 体育のバスケットボールの時間に、本生徒にボールが渡ると歓声がやんだことがあったという指摘が一部の生徒からあった。

ウ この7項目について、行為の質（悪質性など）を以下の3つの観点から評価した。

- 観点1) 本人に対し心身の苦痛を与えるという加害の意図があったかどうか
(行為の主観面)
- 観点2) 継続的・集中的あるいは執拗な行為であったかどうか
(行為の客観面)
- 観点3) 一方的に被害を受けているか、それともいじめた側といじめられた側に相互性があるか(両者の相互関係)

その結果、いずれも顕著な悪質性を認めるには至らず、程度の差はあれ、集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範疇にある行為、あるいはその延長線上にある言動であると判断するものである。

(2) 諮問事項2 「死に至った過程や背景について」

ア 本審議会は、死に至った過程や背景について、本生徒の抱える悩みや不安を、学校に係る要因・背景、個人に係る要因・背景、家庭に係る要因・背景に分けて分析した。

特に、本生徒の性格的特性と悩みや不安については、確認できる客観的データとして本生徒の体重の変化を調べるとともに、それに身体的、精神的な影響を示す言動や出来事を本人が書き残したものと照合し、医学的に分析した。

イ その結果、本審議会は、「人間関係のトラブル」において、いじめに相当する行為はあったと判断するが、自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではなく、重度の摂食障害と抑うつや体調不全、友人関係、学業成績、孤立への不安、自尊心や自己評価の著しい低下などの幾重にも重なった複合的因子により惹起されたものとする。

ウ 本生徒の摂食障害は、もともと中学時よりその素地があったものと考えられ、本事案におけるいじめと摂食障害の直接的な因果関係は認められなかった。

また、症状としては平成25年11月以前に発現しており、高校2年生になってからは、摂食障害による精神症状、特にうつ症状は既に悪化していたと思われ、より早期からの専門的な治療の導入が必要であった。

エ 本生徒の行方が不明となった7月4日（金）に、本生徒が行動を起こすきっかけが何であったかは不明であるが、当日、返却された、第2回考査のある科目の答案の結果は、本生徒の自殺企図の衝動を後押ししたと考えられる。

オ 本生徒の死を「いじめられたから自殺した」と考えるのは、むしろ本生徒の17年の人生を正当に評価していないと考えられる。本生徒は、もっと多くの困難と必死に闘っていた。

（3）諮問事項3 「再発防止策について」

提言1 子どもを取り巻く状況の把握力を高める。

① 教員、保護者とも、LINE等ソーシャルネットワークワーキングサービスについて、生徒の利用実態に追いついていないことから、それらの媒体使用による社会的、心理的影響に関しての理解が不十分である。そのため、生徒、保護者への啓発活動及び教員向けの研修の充実を図る必要がある。

② 各校は「心の健康に関する教育」の充実を図り、研修等により摂食障害をはじめとする精神疾患への理解を深め、保護者とも連携した組織的・継続的な対応となるような体制づくりが必要である。

また、学校において、身体的、精神的な悩みの相談の最前線にいる養護教諭に対し、高度の専門的な対応や判断が求められた場合に対する養護教諭への支援・協力体制の確立に努める必要がある。

③ 生徒を対象とした「自殺予防教育」の導入を調査研究する。

なお、文部科学省は「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—」を平成26年7月に作成し、この11月に各校に配布したことから、本県においてもこれを機に学校現場への導入について調査研究することが望まれる。

提言2 教育相談体制の更なる整備を図るなど学校を支援する体制の拡充を図る。

① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員や配置の拡充を図る必要がある。

学校においては、それぞれの置かれている状況に応じて、教育相談体制の更なる整備が必要である。

② 重大事態に対して、学校が機動的に対応できなかつたり、日常の学校運営において、学校だけの対応・解決が難しいケースでは、関係機関等の連携による「学校緊急サポートチーム」（仮称）のような第三者的な支援組織の導入の在り方について検討する。

提言3 学校・家庭・地域との連携を図る。

① 本事案から法の内容や成立過程について、保護者や生徒を対象に学校単位で詳しく説明する機会を設けることが望まれる。

その際、必要に応じて、青森県高等学校PTA連合会が入学時に配布しているチェックリストを活用することが望まれる。

- ② 今日のICT※社会におけるコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、子どもの健全な発育・発達、子育ての在り方、特に思春期の発達の節目が持つ意義等について、学校、家庭及び地域社会が共有を図ることが必要である。

※ ICT

ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略であり、日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。IT技術の総称であり、特に公共サービスの分野において使われる。医療、介護・福祉、教育などの公共分野への貢献が期待され、地域の人材育成、雇用の創出、地域サービスの向上などが期待されている。

4 おわりに

平成26年7月30日、本審議会が設置され、県立八戸北高等学校で発生した重大事態の事実関係を明確にするための第三者的調査機関として、以下の事項について調査・検討を行った。

- 1 いじめの有無に関する事実関係について
- 2 死に至った過程や背景について
- 3 再発防止策について

法施行後、本県では初めての事例であり、全国的にも前例が少ない中での、試行錯誤の連続と手探りの調査審議であったため、本事案の調査審議には予想以上の時間がかかった。

しかも、つながり依存が強くなると言われるソーシャルネットワーキングサービスを利用した関係性の中での「コミュニケーション操作系」のいじめに共通する「いじめ」も含まれており、その客観的事実の入手と検証には、プロバイダ、通信関連会社への情報開示請求はじめ個人情報保護、通信の保護等の困難が積みまとった。

加えて対象となった本生徒の所有していた携帯端末の所在が不明ということも、携帯端末等での「いじめ」の調査審議には大きな障害となった。

その意味では、関係者が本審議会の立ち位置を十分に理解し、本事案の調査に快く協力してくれたことに感謝するとともに、途中で専門の知見を有する臨時の委員の追加を認めてくれた青森県教育委員会をはじめ、関係する学校の生徒や職員、保護者の皆様の協力に対し、本審議会が、最後まで中立性、公平性、専門性を確保しつつ調査審議を進めることができたことを重ねて感謝したい。

本審議会は第1回目の会議で、事案の調査審議に入るにあたり、「いじめ」の定義に関する解釈や取り扱い方の確認を行った。

まず、法第2条の定義を踏まえた上で、文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「青森県いじめ防止基本方針」に示されているいじめの態様を基準としてそれぞれの事項を検証した。

当事者間での、たとえ「ちょっとしたささいな事」であっても、相手が「精神的な苦痛を感じているもの」であれば、「いじめ」として取り上げ調査・検討する。ただし、そのことに起因する「けんか」等はいじめではない、との解釈を共有して調査審議を進めた。

その結果、本事案では、本生徒が書いたメモの言葉だけではなく、グループ内でのささいな事からはじまったライン上でのやり取りが「内輪けんか」に発展して本生徒がグループから退会する、という結末となったのであるが、その内容に類するようなライン上でのトークや、意図的ではないにせよ本生徒に心理的な影響を与えたと考えられる無作為の行為があったことが確認できたため、いじめと判断する行為があったという結論となった。

ただし、それらの行為は「いじめの数だけ、違う事実があり、いじめを一般化して説明することは不可能」と言われるように、本事案では本生徒に対し「執拗で継続のないじめの行為」ではなく、むしろ入学時から昼食をともにし、お菓子を分け合う緊密な仲間関係、更には携帯端末のライン等による「つながり」が強い仲間関係であったため、そのグループからの退会、仲間関係の破綻状況が、本生徒の自尊感情を損なうほどの精神的ストレスとなってしまったものと想定され、仲間割れしたグループのメンバーの存在や言動に対し、過敏な反応をする精神的状況に置かれていたと思われる。

調査を進めていた8月26日(火)、本審議会と本生徒の保護者との面談の中で、希死念慮をもうかがわせる衝撃的な内容の2枚の便せんが提供された。

本生徒の筆跡であり、書いた時期は不明だが、書かれてある内容と本生徒の保護者の説明から2年生の4月頃に書いたと思われるもので、しっかりとした筆跡で書きしたためられていた。

私たち人間が生きるということは、単に生命を維持していくというのではなく、生きることの価値を自らの内に見いだすことである。

心に問題を抱えた子どもには、極端に「自己肯定感」の欠如や「自己存在」への嫌悪感にも似た態度・そぶりをとるケースが多々見られると言われる。

本生徒の便せんに書かれてある内容やノートメモ、日記等の記録を通読して感じたのは、本来青春を謳歌しているはずの17歳の女子高校生が、あまりに多くの困難に囲まれていたことである。しかもその一つひとつが決して軽いものではなく、普通の女子高校生の明るい笑顔の陰に、数多くの死を予感させる危険因子が横たわっていたことが理解される。

2年生の5月7日、本生徒は三たび、1年生の1月と2月に病院を保護者と訪れているが、そこで摂食障害の治療のために専門の病院を紹介してもらった。その紹介状は、1か月半後の6月25日に他の病院に渡され初診を終え、本生徒が行方不明となった7月4日にいよいよ本格的な治療がはじまるのであるが、4月からこの時点までの病院での詳細なやり取りや希死念慮、自殺企図のことは、最初に受診した病院にも、学校にも伝わってはいなかった。

自殺は防ぐことのできる死である。

もし、希死念慮の内容や自殺を企てたことを学校に伝えてあれば、学校の対応は全く違ったものとなったはずである。

本生徒は、自力で解決できない多くの困難と必死に向き合い、限界値ぎりぎりのところで生を営んでいたが、最後に定期考査の結果も衝撃となり、様々な要因により自殺行動となったのではないかと考える方が、本生徒の17年の人生の「存在の証」となるのではないか。

最後に、本事案の当該校においては、事態を一刻も早く正常化することが重要であるが、決して風化させることなく、「ハインリッヒの法則」※にあるように、どんなささいな事でも、見逃せばさまざまな要因が絡み合い、深刻な事態が発生することにもつながることを再確認することが求められる。

子どもの命を預かる学校は、一人ひとりの生徒に目を配り、ちょっとした変化にも気づくような対応が、すべての教師には求められている。

あらためて「いじめは対人関係における問題である」という視点に立って、生徒指導はもとより、学校全体で生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を展開していくことによって、「いじめ防止教育」に積極的に取り組むことを期待するものである。

※ ハイน์リッヒの法則

一つの重大な事故の裏には29の軽微な事故があり、さらにその裏には300の「ヒヤリハット」があるという経験則のこと。

資料

青森県いじめ防止対策審議会委員

1 委員

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	公立大学法人青森公立大学	教 授	うちうみたかし 内海 隆	会長
2	青森県臨床心理士会 (学校法人弘前厚生学院長)	会 長	せきやみちお 関谷 道夫	会長職務代理者
3	沼田法律事務所	弁 護 士	ぬまたとおる 沼田 徹	
4	県立精神保健福祉センター	所 長 (医師)	たなかおさむ 田中 治	
5	公益社団法人 青森県社会福祉士会	会 長	ならひでお 奈良 秀夫	
6	青森県高等学校 P T A 連 合 会	会 長	すみよしはるひこ 住吉 治彦	

2 臨時委員

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	医療法人芙蓉会 芙蓉会病院	医 師	あらかやまさこ 荒谷 雅子	第3回審議会 から参加